

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年6月26日 05時55分ごろ
発生場所	千葉県南房総市岩井海岸西方沖 小浦港西防波堤灯台から真方位354° 1.1海里付近 (概位 北緯35° 05.9′ 東経139° 50.1′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年7月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約1.75m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約0.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、下げ潮の初期、水温 約23℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣り場の探索で岩井海岸西方沖を西進中、漁船が本船の前方を左舷方から右舷方に通過した。</p> <p>本船は、操縦者が、漁船の引き波は大きくないので問題なく乗り越えられると思い、探索の方向を変更しようとして左舵を取ったところ、引き波が思った以上に波高が高く、左転中に右舷側から引き波を受けて右舷船首側が浮き上がり、左舷船尾側に傾斜して海水が入り込み、転覆した。</p> <p>操縦者は、海に投げ出されたものの、転覆した本船に<sup>つか</sup>掴まり、付近の船舶に本船とともに岩井海岸までえい航された。</p> <p>操縦者は、ミニボートの経験が約20年間あった。</p> <p>操縦者は、前方から接近する引き波を認めた際、小さな引き波のように見えたので、これまでの経験から引き波を問題なく乗り越えることができると思い、引き波を通過する前に探索の方向に左舵を取ったものの、引き波に対して船首を立てるように操船していれば、引き波を乗り越えることができたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、航行中、操縦者が、前方から接近する引き波を認めた際、これまでの経験から引き波を問題なく乗り越えることができると思い、引き波を通過する前に左舵を取ったことから、引き波を受けて右舷船首側が浮き上がり、左舷船尾側に傾斜し、海水が流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、航行中、操縦者が、前方から接近する引き波を認めた

	<p>際、これまでの経験から引き波を問題なく乗り越えることができると 思い、引き波を通過する前に左舵を取ったため、引き波を受けて右舷 船首側が浮き上がり、左舷船尾側に傾斜し、海水が流入して転覆した ものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、他船の引き波が接近する場合、引き波に対して船首を 立てるように操船すること。</li></ul>